

項目	地点	内港2	内港3北	内港3中央	内港4内	外港3	蒲生1 (干潟近傍)	環境基準値 (指針値)
	要監視項目 ※2	プロピザミド	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
ジクロロボス		<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	(0.008 以下)
フェノプカルブ		<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	(0.03 以下)
イプロベンホス		<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	(0.008 以下)
クロロニトロフェン		<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	-
トルエン		<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	(0.6 以下)
キシレン		<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	(0.4 以下)
フタル酸ジエチルヘキシル		<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	(0.06 以下)
ニッケル		<0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-
モリブデン		0.008	0.007	0.008	0.008	0.008	0.008	(0.07 以下)
アンチモン		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	(0.02 以下)
塩化ビニルモノマー		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	(0.002 以下)
エピクロロヒドリン		<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	(0.0004 以下)
全マンガン		<0.02	0.07	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	(0.2 以下)
ウラン ^{※3}		0.0028	0.0023	0.0028	0.0028	0.0028	0.0029	(0.002 以下)

※1「健康項目」

: 人の健康の保護に関する環境基準が設定されている項目。環境基準は、健康に対する有害な影響が表れないために維持することが望ましい基準として、項目ごとに、飲用や魚介類の生物濃縮などの長期間摂取に伴う健康影響等を考慮して設定されています。一時的にある程度この値を超えるようなことがあっても直ちに健康上の問題に結びつくものではありません。

※2「要監視項目」

: 人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきとされている項目。指針値の設定方法等は健康項目に準じています。

※3「ふっ素」「ほう素」「ウラン」について

: 海水中には自然由来のふっ素、ほう素およびウランが存在することが知られており、その平均的濃度は1.5 mg/L (ふっ素)、4.5 mg/L (ほう素)、0.003mg/L (ウラン) 程度とされています。

備考「<数値」(例 <0.001)

: その物質が正確な濃度を分析できる濃度(例では0.001 mg/L)未満(存在していなかった状態)を示しています。